

## 横浜市精神障害者退院サポート事業実施要綱

制 定 平成 23 年 2 月 10 日 健障支第 3910 号（局長決裁）

最近改正 平成 31 年 3 月 29 日 健障支第 4269 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 本要綱は、横浜市精神障害者退院サポート事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

### （目的）

第 2 条 本事業は、精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することを目的とする。

### （定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象者

精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能なものをいう。

(2) 協力機関等

精神障害者に対する理解が深く、退院を目指す精神障害者に活動の場を提供し、退院準備を行うことを通じてその社会的自立を促進することに協力する福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等をいう。

### （事業内容）

第 4 条 本事業は、対象者の支援等にあたる職員を別表に掲げる精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）に配置し、関係機関と連携を図りつつ主に次の支援を行う。

(1) 精神科病院内における退院への啓発活動

(2) 対象者の退院に向けた個別支援計画の策定（退院準備活動中及び退院後の生活のためのケアマネジメントの実施）及び個別支援計画の見直し

(3) 院外活動（福祉サービス体験利用、区福祉保健センターが実施する生活教室への参加等）に係る同行及び支援

(4) 対象者、家族に対する地域移行に関する相談・助言

(5) 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

(6) 精神障害者の地域生活の安定を図るための関係機関との連携や取組み（地域定着支援）

(7) その他

### （事業の実施）

第 5 条 本事業の実施主体は横浜市とし、生活支援センターで実施する。

（退院サポート協議会の設置等）

第6条 事業の進捗状況や支援内容の検討把握、事業評価等の協議の場として、退院サポート協議会（以下「協議会という。」）を設置する。

2 協議会の構成員は、以下に掲げる対象者への支援に関わる者で、横浜市から依頼されたものとする。

- (1) 対象者の支援等にあたる職員
- (2) 精神科医師
- (3) 病院 PSW
- (4) 区福祉保健センター職員
- (5) 健康福祉局生活支援課職員
- (6) 健康福祉局障害支援課職員
- (7) その他対象者の支援に関わる者で必要な者

3 協議会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況報告
- (2) 支援状況報告
- (3) 事業の推進に係る企画調整
- (4) 事例検討 他

4 協議会は四半期に1回程度開催する。また、事業を円滑に進める上で必要とされる会議は別途開催することができ、いずれの会議も健康福祉局障害支援課長が招集する。

5 協議会は、支援を行う上で必要と認められる場合においては、対象者の同意を得て当該対象者の意見を聴くことができる。

6 協議会の庶務は、健康福祉局障害支援課において処理する。

（その他）

第7条 対象者の支援等にあたる職員、協議会の構成員及び関係機関は、その業務を行うにあたっては、対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、その身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

2 横浜市は、本事業の実施について、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知を図るとともに、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の促進を図るものとする。なお、横浜市こころの健康相談センターは、本事業に関する技術支援を行うものとし、区福祉保健センターは、地域の関係機関との連携等を行うものとする。

3 生活支援センターは、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

4 協議会は、本事業の実施により、地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、障害者自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 横浜市精神障害者退院促進支援事業実施要綱は平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条）

■ 横浜市精神障害者退院サポート事業実施事業所

事業所名	所在地	法人名
神奈川区 精神障害者生活支援センター	神奈川区反町 1-8-4 4階	(公財)横浜市総合保健医療財団
栄区 精神障害者生活支援センター	栄区小菅ヶ谷 3-32-12 2階	(福)恵友会
緑区 精神障害者生活支援センター	緑区中山 3-16-1 3階	(公財)紫雲会
磯子区 精神障害者生活支援センター	磯子区森 4-1-17 3階	(公財)横浜市総合保健医療財団
港南区 精神障害者生活支援センター	港南区港南 4-2-7 3階	(福)青い鳥
港北区 精神障害者生活支援センター	港北区鳥山町 1735 4階	(公財)横浜市総合保健医療財団
保土ヶ谷区 精神障害者生活支援センター	保土ヶ谷区川辺町 5-11 4階	(福)横浜市社会事業協会
鶴見区 精神障害者生活支援センター	鶴見区豊岡町 28-4 4階	(福)横浜市社会事業協会
中区 精神障害者生活支援センター	中区新山下 3-1-29 3階	(公財)紫雲会
南区生活支援センター サザンウインド	南区新川町 1-1 2階	(福)恵友会
青葉区生活支援センター ほっとサロン青葉	青葉区荏田西 2-14-3 2階	(特非)メンタルサポートあおぼ
金沢区生活支援センター 愛&あい	金沢区泥亀 2-1-7 2階	(特非)金沢の精神保健福祉を考え推進する会
旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと	旭区鶴ヶ峰 2-1-16	(特非)共に歩む市民の会
生活支援センター西	西区浜松町 3-14 1階	(特非)西区は一との会
戸塚区生活支援センター	戸塚区矢部町 1259-1	(福)聖ヒルダ会
泉区生活支援センター 芽生え	泉区上飯田町 1331 市営上飯田団地 10号棟 1階	(特非)四季の会
都筑区生活支援センター こころ野	都筑区茅ヶ崎東 4-13-40	(特非)都筑ハーベストの会
瀬谷区生活支援センター	瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2階	(特非)大地の会